

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 6 9 号	令和 8 年度宝塚市病院事業会計補正予算（第 1 号）	可決 (全員一致)	9 月 9 日
議案第 7 1 号	宝塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 7 2 号	宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 7 8 号	令和 7 年度宝塚市病院事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
請願第 2 2 号	宝塚市の教育環境整備をもとめる請願	採択 (賛成多数)	
請願第 2 3 号	宝塚市立幼稚園統廃合計画の慎重な検討を求める請願	採択 (賛成多数)	

審査の状況

① 令和8年 9月 4日 (議案審査)

・出席委員	◎三宅 浩二	○森賀 宣代	池田 光隆	泉 友紀
	川口 じゅん	北野 聡子	桑原 健三郎	みとみ 智恵子

② 令和8年 9月 9日 (議案審査)

・出席委員	◎三宅 浩二	○森賀 宣代	池田 光隆	泉 友紀
	川口 じゅん	北野 聡子	桑原 健三郎	みとみ 智恵子

③ 令和8年10月 2日 (委員会報告書協議)

・出席委員	◎三宅 浩二	○森賀 宣代	池田 光隆	泉 友紀
	川口 じゅん	北野 聡子	桑原 健三郎	みとみ 智恵子

(◎は委員長、○は副委員長)

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 6 9 号 令和 8 年度宝塚市病院事業会計補正予算（第 1 号）

議案の概要

補正後の令和 8 年度宝塚市病院事業会計予算

債務負担行為補正

- ・新病院建設に係る基本設計及び実施設計業務の委託を着手するに当たり、9 億 7,278 万 5 千円の債務負担行為を追加しようとするもの。

収益的収入及び支出

病院事業費用の予定額 155 億 2,437 万 6 千円(34 万円の増額)

- ・新病院整備に係る基本設計及び実施設計業務を行う事業者の選定委員会設置に当たり、知識経験者などの外部委員を招くため給与費 13 万 2 千円及び経費 20 万 8 千円を増額するもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問 1 新病院整備基本設計・実施設計業務委託の予算額 9 億 7,278 万 5 千円は、妥当な金額か。

答 1 官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領に基づいて算出したものに人件費高騰分を考慮し見込んでいるため、妥当と考える。

問 2 設計施工分離方式のデメリットと、起こり得るリスクへの対策及び見解は。

答 2 設計施工分離方式が、リスク及びデメリットが一番少ないと考え選定した。デメリットとしては、最終設計後に施工業者を決める分離発注となるため、設計段階で施工者を確保できない点である。

問 3 企業債や地方債を発行する際に予定している借入先は。

答 3 市中銀行よりも地方公共団体金融機構や政府系金融機関に借りるほうが若干有利となるため、後者を県に申請する。借入先については、県からの通知を受けて決定する。

問 4 当初基本計画では設計監理費約 20 億円が計上されていたが、今回、設計業務委託費が約 10 億円となっている。設計業務委託費は約 20 億円に含まれているのか。

答 4 追加で約 10 億円を計上しているわけではなく、当初から基本計画で委託業務への対応も含めて計上している。

委員間討議 なし

討	論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）	

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第 7 1 号 宝塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について		
議案の概要		
地方自治法施行規則の改正に伴う所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
なし		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第 7 2 号 宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
議案の概要		
新病院整備に係る基本設計及び実施設計業務を行う事業者を選定するに当たり、病院事業管理者の附属機関として新たに宝塚市新病院整備基本設計・実施設計業務事業者選定委員会を設置するため、条例の一部を改正しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
問 1 選定委員に市民や患者が入っていないが、委員構成の基準は。		
答 1 プロポーザル方式については、ガイドラインに原則職員 5 名以上で審査会を設けることが定められており、必要があると認めた場合は、専門的な知識を有する外部委員を委嘱することができる。今回は高度な専門性が求められることから外部委員を加えたため、市民を委員としない形が基本となっている。		
問 2 選定委員の構成に「市内の介護、福祉関係の事業者」とあるが、病院の委員に介護、福祉関係の事業者が入る理由は。		
答 2 動線計画や、ユニバーサルデザイン、医療・介護連携推進の観点から、高齢者、要介護者、障がい者とその家族、介護福祉事業者にとっても利用しやすい整備であるかということを多角的に評価するための委員として、介護、福祉関係の事業者が必要だと考えている。		
問 3 選定委員としてどのような意識を持って務めていくか。		
答 3 公募における評価項目をどのような価値観で判断するか、審査基準としてどのような得点にウェイトを置くか、委員全体で共有することが大事だと考える。また、現場と経営側との認識の差を埋めるため、実態や課題に応じて設計可能な業者はどこかという技術的観点を重視し発言していきたいと考える。		
委員間討議	なし	
討 論	なし	
審 査 結 果	可決（全員一致）	

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 7 8 号 令和 7 年度宝塚市病院事業会計決算認定について

議案の概要

令和 7 年度病院事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するもの。

収益的収支

収入総額（仮受仮払消費税を含む決算額） 142 億 9,810 万 5,318 円

支出総額（仮受仮払消費税を含む決算額） 147 億 5,941 万 2,568 円

差し引き 4 億 6,130 万 7,250 円の赤字となり、消費税等に伴う経理処理をした結果、当年度の純損失は 4 億 2,807 万 7,575 円となった。

資本的収支

収入総額 17 億 9,015 万 2,111 円

支出総額 26 億 9,900 万 2,740 円

差し引き 9 億 885 万 629 円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金などで補てんした。

論 点 なし

<質疑の概要>

問 1 5 年連続の収益増となっているが、患者数の減少が続く中で単価の上昇による収益増が今後も続くとは限らないと考えるが、この状況をどのように分析しているか。

答 1 入院については D P C I ・ II 期間率を上げること、外来については逆紹介の推進など単価を上げる努力をしており、診療報酬改定も含め、今後も入院単価や外来単価は上昇していくと予測している。また、令和 8 年 7 月から全病棟を稼働させたことで入院患者数も増えていくと考えており、今後も収益は上がっていくと予測している。

問 2 今後も患者数は減少していくと考えられる中で、単価の上昇だけで収益を維持できるのか。

答 2 単価の上昇だけでは黒字化はなかなか実現できず、患者数の獲得が必要である。そのため、土日や休日の救急応需率を 70% まで上げようとしている。また、外来の初診患者を増やすために、近隣クリニックへの訪問により紹介患者を獲得する活動を行っている。

問 3 経営上必要な患者数はどの程度と考えているか。

答3 令和8年7月の実績で損益計算書が黒字になった際の患者数が約280人であり、今後も280人以上の患者を確保できれば黒字になると考えている。

問4 令和7年度末の現金預金が約6億6,500万円まで減少する一方で、未収金が約19億5,400万円あり、業務活動によるキャッシュ・フローも前年度の約9億4,900万円のプラスから約6,600万円のマイナスに転じている。現在の資金繰りをどの程度危機的状況と認識しているのか。

答4 現金残高が約6億6,500万円となっており、資金繰りは非常に厳しい状況にあると認識している。ただし、令和7年度は補助金約2億8千万円の返還と長期借入金3億円の返済という臨時的な支出があった。長期借入金の返済額は令和8年度は7千万円、令和9年度以降は8,500万円となる見込みであり、令和8年度以降は返済の負担が軽減されることから、令和7年度が最も厳しい年度であったと考えている。

問5 子宮頸がんや子宮筋腫等の手術に使用する約5千万円の内視鏡システムを購入しているが、婦人科医療においてダビンチを使用した手術も行われている。内視鏡システムとダビンチはどのように使い分けているのか。

答5 ダビンチは保険診療上、使用できる疾患に限られており、婦人科手術のうちダビンチを使用するのは約2割で、残りの約8割は腹腔鏡手術または開腹手術となる。ダビンチの適用とならない疾患についても、可能なものは内視鏡システムを用いた腹腔鏡手術を行うことで、低侵襲かつ収益性の高い医療につなげている。すべての疾患にダビンチを使用するのではなく、選択肢の一つとして対応している。

問6 36協定を超えるような勤務体制になっている実態がある中で、脳神経外科及び救急科はそれぞれ医師2人体制となっているが、適正人数をどのように考えているのか。

答6 脳神経外科、救急科ともに現在の2人体制では充足しておらず、3人目の医師の確保を以前から要望している。脳神経外科では以前3人のときもあったが、今は1人減っており、その原因の1つとして医療機器が古いことが挙げられ、機器を整備することが医師の確保にもつながると考えている。脳神経外科や救急科のほか、循環器内科など医師が不足している診療科について、大学の医局等に医師の派遣を継続して要望している。

問7 SPDの物品シールの紛失を防止するためにどのような対策を行っているのか。

答7 救急対応や患者の急変時などには、使用した材料の袋を全て置いておき、患者へのコスト請求漏れや記録の不備がないことを確認した上で廃棄することで、特に高額な材料の請求漏れ防止に努めている。シールを確実に回収する仕組みを設けることも考えられるが、在庫管理や期限管理などの業務が増えるため、メリットとデメリットを踏まえて対策を検討していく。	
委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	認定（全員一致）

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

請願第 2 2 号 宝塚市の教育環境整備をもとめる請願

<請願の趣旨>

宝塚市では、「いじめ」「不登校」「学級崩壊」などの解決にとりくんでいますが、学校現場では子どもたちの豊かな学びと育ちの保障や心のケアなどの様々な課題が山積しています。これらの教育課題克服のためには、教育予算のいっそうの充実と制度や人的配置の拡充が必要です。

私たちは、「21 世紀を担う子どもたちに、より豊かな学校教育を」との願いから、教育環境整備についての請願を提出してきました。貴市議会のご尽力で、徐々に改善されてきているところですが、さらなる教育環境の充実を願い、下記の内容で請願いたします。つきましては、上記の趣旨をおくみとりいただき、早期に実現されるようお願いいたします。

<請願の項目>

- 1 子どもたちの教育環境整備のため教育予算を増額してください。
 - (1) 教育環境整備をすすめてください。
 - ①学校施設の老朽化による破損・危険箇所を早期に修繕してください。
 - ②物価の上昇により高騰した校外学習等におけるバス代等を補助してください。
また、要保護、準要保護家庭への支給額を物価に合わせて増額してください。
 - ③タブレットを用いた学習を充実させるために、校内の W i - F i 環境を整えてください。
 - ④改修が実施されていない学校のトイレをできるだけ早く改修できるよう予算を確保してください。
 - (2) 人的配置の拡充をおこなってください。
 - ①子どもや保護者が困ったときに、必要な支援につなげるためのスクールソーシャルワーカー・相談相手となり心の安定をはかるためのスクールカウンセラーの配置を拡充してください。
 - ②不登校傾向の児童生徒の居場所づくりのためのアシストルームを毎日運営できるように、アシストスタッフを常勤できるようにしてください。
 - ③特別支援学級児童生徒の生活支援・学習機会充実のために介助員を増員してください。

<質疑の概要>

問 1 昨年の請願でも指摘された事項についての対応状況は。

答 1 （市当局）学校施設の老朽化や不具合については、緊急性や危険性の高いものから順次対応している。トイレの洋式化は基本的には対応しており、老朽化への対応についても計画的に対応していこうと考えている。W i - F i については、更

新時期に合わせて、当初の段階で設置できていなかった特別教室や、児童生徒数の増加等により新たに設けた特別支援学級の教室についても利用できるよう、整備を計画している。

また、不登校支援については、令和 8 年度から国・県の補助対象が拡大していることから、その制度を活用しながら必要な対応を進めていきたい。

問 2 アシストルームを全小・中学校に設置したことにより、不登校の児童生徒の支援においてどのような成果があったのか。

答 2 (市当局) 本市では、平成 15 年から別室登校指導員を配置し、現在では週 2～3 日 7 時間等を配置し、研究計画書を立て、本市独自の見立てツールを使用しながら支援員の質の向上を図ってきた。学校は子どもたちにとって校区内で近い場所であるため、全校に配置したことで、まずは行ってみようと思える場所になったと考えている。

問 3 要保護者や準要保護者への就学援助の基準は。また、財源はどのようなになっているのか。

答 3 (市当局) 基準額については、国の要保護児童生徒援助費補助金の基準額や近隣市の状況を参考に定めている。要保護者に対する修学旅行費についてのみ国から 2 分の 1 の補助があるが、準要保護者に対する就学援助費は、平成 17 年度から国庫補助が廃止され、各市町村単独で実施する事業となっており、地方交付税で措置されている。

問 4 学校施設の破損や危険箇所への対応状況は。

答 4 (市当局) 屋根ドレーンの詰まりによる樋からのオーバーフローについては、日常点検や清掃を行いやすくするため、新たなタラップの設置を計画している。雨漏りによる掲示物の汚損については、屋上防水シートの亀裂が原因であり、コーキングによる対策を行っている。プールの底が破損して浸水していることについては、破損ではなく構造上、防水層の裏側に回った水を排除するためのバルブによるもので、対応は完了している。プールの漏水については、漏水箇所の調査が必要であり、プールの授業シーズン終了後に調査・修繕方法を検討する予定である。

問 5 事例として挙げられた不具合の多くは既に対応済、または対応の方向性が決まっているにもかかわらず、学校施設の老朽化への対応を請願項目として挙げる必要があると考える理由は。

答 5 (紹介議員 A) 事例は一部に過ぎず、他の学校でも老朽化による破損や危険箇所がある。雨漏りなども、一つの学校で修繕が終わっても別の学校で発生するこ

とがあり、全ての学校で問題が解消しているわけではない。既に着手や完了している学校もあると思うが、学校施設の老朽化による破損や危険箇所が全くないとは考えられないため項目として挙げている。

問6 学校現場の状況を聞きながら、徐々に教育環境を改善してほしいという願意だと考えているが、どのような考えか。

答6 (紹介議員B) 雨漏りや破損などについてすぐに改修しなくても大きな影響はないかもしれないが、子どもたちにとって学校で過ごす期間は限られており、今いる子どもたちが少しでも良い環境で教育を受けられるようにという思いがある。すぐに全部対応してもらうのが望ましいと考えるが、財源に限りがある中で、今いる子どもたちにとってより良い教育環境を整備してほしいという思いだと受け止めている。

問7 物価高騰により校外学習のバス代等が上昇しているが、就学援助額の増額などの検討についての見解は。

答7 (市当局) 学校においては、行き先や交通手段を変更するなど、経費を抑える努力をしている。教育委員会としても、校外活動を少しでも実現できるよう、阪神各市や国の状況を見ながら就学援助に係る支給額の増額を検討している。財源確保のためには国による財源保障が重要であり、国に要望しながら、子どもたちの学習機会を保障できるよう、支給額について慎重に検討していきたい。

問8 市の財源が厳しい中、教育予算がなかなか確保できないことについてどのように考えているのか。

答8 (市当局) 市全体の予算では、社会福祉や教育関係の予算が大きな割合を占めている、一方、学校施設の老朽化対策など、対応しなければならない課題も多く、限られた予算の中で何を優先するかを毎年度検討しており、十分な予算を充てることは教育に限らず他の予算も含めて難しい状況である。市として子どもを中心とした施策には力を入れており、今回の請願も踏まえながら、今後どのように考えていくかを改めて考えていく必要がある。

問9 校外学習については、バス代への補助を求めるよりも、交通手段や行き先を見直し、学習内容を重視する必要があるのではないか。

答9 (紹介議員A) これまでバスで行くことができていた場所に行きにくくなったり、学校規模によって費用負担の差が生じたりしている。バスの利用が全てではなく、行き先や交通手段の見直しも考えていかなければならないが、バス代の高騰によりバスが利用できなくなるというのではなく、バスを利用しても行けるように予算措置を求めるものである。

問１０ 特別支援学級の介助員について、現在の配置が適切であると判断する基準は何か。

答１０ （市当局）衣服の着脱、食事、トイレ等で介助を必要とする児童生徒を中心に配置している。また、自傷行為や他害行為が頻繁にある場合には、見守りのための介助員を配置している。配置に当たっては、指導主事、元校長、特別支援担当のチームにいる作業療法士、言語聴覚士が学校訪問を行い、児童生徒の実態やニーズを把握した上で判断しており、今後も適切な配置方法を考えながら進めていこうと考えている。

問１１ アシストルームについて、開室していないことにより利用したくても利用できないといった事例はあるのか。

答１１ （市当局）支援員を４時間配置している学校では、支援員が午前中で勤務を終えるため、子どもたちがアシストルームで昼食を食べたいと思っても支援員がいないといった声は聞いている。

問１２ アシストルームが毎日開室していることは、不登校の傾向にある子どもたちにとってどのような意味があると考えているか。

答１２ （市当局）毎日開いていることで、子どもたちにとって行けば安心して受け止めてもらえる場所があるという効果があると認識している。

委員間討議

委員Ａ 市は、緊急性・危険性の高いものから順次対応し、人的配置についても国・県の制度を最大限活用しながら取り組んでいる。請願の項目が多く、教育予算全般に関わる予算の増額要求となると願意がぶれてしまうので、項目を絞ってほしい。また、教育予算全体の増額を求めるのであれば、本来は予算特別委員会で議会として議論すべき内容だと考える。内容を精査した上で、議会として議論すべき内容にまとめて提出してほしい。

委員Ｂ 今回の請願は、学校現場で困っていることの中から、特に改善を求めたい項目を選んでいていると考えている。校外学習については、単にバス代が高騰したから行き先や教育内容を見直せばよいというものではなく、学習目的や児童生徒数、移動の安全性等を踏まえると、バスを利用する必要がある場合も多い。教育環境整備と人的配置の双方について、改善を求める声があることを受け止め、教育環境が少しずつでも改善できるよう、議会として願意を受け止めてほしい。

委員Ｃ 昨年の請願を受けて、市が一定の取組を進めてきたことは評価できる。既に

行政が取組を進めているものについては一旦項目から外し、大項目、中項目とするのではなく、優先順位をつけて一つずつ項目を明確にした方が議論しやすいと考える。議会が実施状況を監視しながら、できていない部分をしっかりと取り上げていくべきである。

討 論

(反対討論)

討論 1 毎年同じような形で請願が提出されており、内容を見ると、限られた市の財源への配慮がなく、人的配置の拡充を含めた教育予算全体の増額要求となっている。また、既に市が対応している事項も多数含まれており、優先順位もはっきりしておらず、そのまま賛同することは難しい内容である。本当に必要であれば、予算特別委員会で議論し、増額修正をかけるべき内容と考える。毎年慣例的に請願を提出すること自体も見直す時期に来ていると考え、本請願に反対する。

(賛成討論)

討論 2 不登校支援やスクールソーシャルワーカーの配置など、現場の声や子どもの実態に応じた施策を進めてきたことは大変誇るべきだと考える。一方で、現在の社会状況の中から出てきた課題や、学校施設の老朽化など、子どもの教育活動において困っていることが出てきている点を酌み取りたい。来年度の予算編成においても、現場の声を酌み取りながら少しずつ教育環境を改善していったほしいと考え、本請願に賛成する。

審 査 結 果 採択（賛成多数 賛成 4 人、反対 3 人）

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

請願第 2 3 号 宝塚市立幼稚園統廃合計画の慎重な検討を求める請願

＜請願の趣旨＞

宝塚市は令和 5 年に施行されたこども基本法の理念に基づいて、「こどもをまんなかに据えた社会づくり」を掲げ、インクルーシブ教育や探究的な学びの推進に取り組まれています。こども基本法が掲げる「すべての子どもの最善の利益」の理念は、幼稚園教育要領に示される幼稚園教育の基本と深く通じるものです。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであり、幼稚園教育は、保育、適当な環境の提供、心身の発達の助長という目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものとされています。

私たちは、その理念を実現するためには、就学前教育から子どもの最善の利益を第一に考えた教育環境を維持・発展することが重要であると考えます。

市立幼稚園では、一人ひとりの子どもの発達や個性を尊重しながら、子ども自身が遊びや生活の中で課題を見つけ、自ら考え、友だちと協力しながら学びを深める教育が日々実践されています。また、支援を必要とする子どもを受け入れ、多様な子どもたちが共に育ち合う環境づくりや、保育所・小学校・中学校との連携など、公教育だからこそ継続して担うことのできる役割があります。

さらに、市立幼稚園は、すべての子どもが安心して楽しく通うことのできる地域のセーフティネットとしての役割を担っており、私立幼稚園では十分に対応が難しい子どもや家庭への継続的な支援を、公教育として保障しています。

現在進められている第 3 次宝塚市立幼稚園統廃合計画については、市立幼稚園が果たしている教育的役割や地域における機能、支援を必要とする子どもたちへの影響などについて十分な検証が行われたとは言い難く、多くの保護者や地域住民が不安を抱えています。

教育施設は、一度廃止すると再び整備することは容易ではありません。一方で、社会情勢や教育的効果を十分に検証した上で将来の在り方を判断することは可能です。

将来に禍根を残さないためにも、子どもの最善の利益を最優先とし、公立幼児教育の在り方について慎重に検討していただくよう請願いたします。

＜請願の項目＞

- 1 市立幼稚園の統廃合については、現行の「宝塚市立幼稚園の適正規模及び適正配置に関する基本方針」及び「第 3 次宝塚市立幼稚園統廃合計画」を一旦立ち止まって検証し、社会情勢や保護者ニーズの変化、宝塚市が掲げる「こどもをまんなかに据えた社会づくり」やインクルーシブ教育、探究的な学びの理念、並びにこども基本法の趣旨をふまえ、必要な見直しを行うこと。

- 2 市立幼稚園の統廃合に当たっては、園児数のみを判断基準とするのではなく、市立幼稚園が果たしている教育的役割、支援を必要とする子どもの受入れ、地域との連携などを総合的に評価した上で、慎重に判断すること。
- 3 閉園を判断する前に、対象園において3年保育の試行など園児数減少への対策を実施し、その効果を十分に検証すること。
- 4 支援を必要とする子どもを含め、すべての子どもの教育機会が保障されるよう、受入体制、通園環境及び保護者負担について十分な検証を行い、必要な措置を講じること。
- 5 市立幼稚園の統廃合の検討に当たっては、保護者、地域住民及び関係者への丁寧な説明と十分な意見交換を行い、現場の意見を政策決定に反映すること。

<質疑の概要>

問1 教育環境審議会の答申が出る時期はいつか。また、令和10年4月に閉園となると聞いたが、そごはあるか。

答1 (市当局) 十分審議を尽くした上で答申を得ることを考えているため、審議会の回数増加も含めて、早ければ9月10日もしくは10月以降に答申案の素案が確定する。また、閉園の時期については、今後の答申等を踏まえて最終的に決定すべきものだと考えているため、現時点で確定した日は決まっていない。

問2 令和8年6月に幼稚園教育審議회를廃止し教育環境審議会に統合されているが、就学前教育の委員が大きく減少し幼稚園長1名、保育所長1名となっている。幼稚園の在り方について話し合っているのに、第2回の審議会まで公立幼稚園関係者を委員に加えなかったのはなぜか。

答2 (市当局) 幼稚園教育審議会は、これまで10年に1回のペースでの開催となっていたが、教育環境審議会はその都度議論できる常設の審議会であり、共通する委員もいたため、統合することでいつでも幼稚園のことを審議できると考え統合した。全体的に委員数が増えてしまい、委員を縮小した結果、保護者を加えることが漏れていたため、第3回から臨時員として補充した。

問3 宝塚市立幼稚園の統廃合計画に、2年連続で30人以下となった場合は統廃合するという基準が設けられていたが、どのような基準で30人としたのか。また、新たな基準として30人から15人に変更する理由は何か。

答3 (市当局) 平成29年策定の宝塚市立幼稚園の統廃合計画の第3次統廃合計画において、1学級当たり20人以上で複数学級を適正規模としており、30人以下の場合は複数学級にならないことから、30人以下を基準とした。この計画どおりであれば、来年か再来年に全園閉園となるくらい園児数が急激に減少しているため、

基準を 30 人の半分に当たる 15 人以下に変更することとした。今後、審議会の意見を踏まえて教育委員会として判断していきたい。

問 4 配慮の必要な子どもが私立幼稚園から入園を断られるケースがあると聞くが、今後、私立幼稚園についてどのような支援を考えているか。

答 4 (市当局) 公立幼稚園に就園する子どもが減少する中、配慮の必要な子どもへの対応を公立幼稚園だけの役割とするのではなく、私立幼稚園に通う子どもも安心して質の高い教育を受けられる環境づくりが教育委員会としての大きな役割だと考えている。教育環境審議会での諮問事項にもなっているため、一定の方針が示されれば支援策を講じていく。

問 5 仮に閉園が決まった場合、残る 4 園に対して、どのような方向性を考えているか。

答 5 (市当局) 公立幼稚園が一定数必要だという認識を持っている。今後、残る 4 園が、幼児教育センターを中心とする本市の幼児教育の拠点として、保育所を含む就学前教育を取りまとめていくことが大きな役割になると考えている。

問 6 前回、12 園から 7 園に再編した際、市民に知らせる前に基本方針を決定したことと違和感を持ったとの市当局の発言と、今回、最初教育環境審議会の審議委員に当事者である保護者が入っていなかったこととの整合性は。

答 6 (市当局) 審議委員についての条例改正時、従来の委員の規定が異なっていた。当事者の意見を聞かなければならないとの考えはあったが、幼稚園教育審議会では公立の代表者とあり、該当するのは園長だと認識していたため、委員選任の際に幼稚園の保護者が抜けていた。

委員間討議 なし

討 論

(反対討論)

討論 1 本市は、一部の公立幼稚園を存続させながら、私立幼稚園も含めた地域全体で子どもを支える新しい公教育の受皿をつくるという方向にかじを切ったと感じている。本請願の思いについては理解するものの、よりよい公私の教育環境の充実を期待し、本請願に反対する。

(賛成討論)

討論 2 本市の就学前の子どもの育ちを保障していくために、教育環境整備の充実や合理的配慮など、社会情勢に合わせて市民の声をしっかりと聞きながら審議を進めてほしいという願いを込めて、本請願に賛成する。

審 查 結 果	採択（賛成多数 賛成 4 人、反対 3 人）